

(公印省略)
令和5年9月22日

川西市議会議長
西山博大様

総務生活常任委員長
岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について （審査日：令和5年9月7日）

1. 議案第44号 郷土館旧平安邸耐震補強改修等工事請負契約の締結について

議案の概要

本案は、郷土館旧平安邸耐震補強改修等工事を実施するため、工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回の工事では、既設便所の改修等の老朽改修工事も実施するとのことだが、施設の内部も相当劣化していると考えることから、傷んでいる箇所の補修等を併せて実施する考えはないか伺いたい。

答 内装については、全体的な補修が必要な状況ではないと認識しているものの、耐震改修に伴う箇所や、屋根裏等の劣化が見られる箇所について補修を実施する予定である。これに関して、劣化が激しい等、利用者に影響を及ぼす可能性のある箇所については、今回の工事を機会に補修を実施する考えである。

問 本工事の計画立案に際しては、専門家の意見も聴取していると認識しているが、当該意見の内容や、工事への反映状況について伺いたい。

答 今回の工事に当たって専門家から意見を聴取しており、今後の維持管理や保全のため、現場に応じた図面を残すことや、昔からの住まいの雰囲気を残すため、柱などの専用の金物は床下に取り付けるべきといった点をはじめ、老朽改修に関する範囲の決め方等において、使用可能な部分は残し、取り替えが必要な箇所は取り替えるなど、メリハリをつけた計画で施工することが望ましいといった意見があった。本案は、こうした意見を反映した内容で工事請負契約を締結しようとするものである。

問 本案は、工期を契約締結の日から令和6年9月30日までとする工事請負契約を締結しようとするものであるが、地元住民への説明等の調整に関する予定を伺いたい。また、工事の際に地元住民の安全確保のために配置する交通誘導員の配置の詳細について伺いたい。

答 地元への工事の周知については、本契約締結後、周辺住民に対し、工事期間や車両の通行予定を含めた文書の配布及び説明を速やかに実施する考えである。また、常駐の交通誘導員の配置については、工事の実施期間等を踏まえ、1日1人配置として約250人程度の配置を予定しており、工事車両の出入りがない日もあることから、状

況に応じた調整が可能と考えている。
特記事項 配付資料あり（１ 入札結果について ほか）
審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第48号 川西市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。
質疑の概要 問 本改正案により、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるということであるが、当該名称を変更することによる影響及び効果について伺いたい。 答 名称変更に伴い、従前は緊急事態宣言発令時のみ可能であった職員の派遣に伴う手当の支給について、今後は感染症の発生の初期段階から手当の支給が可能になるものである。 問 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部改正に対しては、国から都道府県に対する財政支援のあり方等に関する附帯決議が付されているが、市の財政負担等への影響について伺いたい。 答 本手当の支給に関する財政負担について、災害対策に要する費用は60%から85%程度が国から交付金として措置されることから、市としては全額の負担にはならないものと考えている。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第49号 川西市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回の改正により、蓄電池設備のうち電力量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものについては、出火防止措置を講じていれば規制対象外となり、届出基準についても見直しが行われているが、火災リスクについて問題がないか伺いたい。

答 本市においては、大容量の蓄電池設備を原因とする火災は生じておらず、また、消防庁において2012年から2020年までの9年間で把握している製品火災のうち、蓄電池設備・無停電電源装置に起因する火災は18件で、10キロワット時以上のものに限れば、件数的にみても、火災の危険性は高くないものと考えている。

問 木炭等の固定燃料を使用する厨房設備については、従来適用されていた基準では周囲に2～3メートルの隔離距離が必要であったが、炭火焼き器については、今回の改正案により、防火上の安全措置が講じられていることから基準の見直しが行われている。そこで、炭火焼き器を原因とする火災の発生状況について伺いたい。また、今回の規制緩和で、前方の不燃材料との隔離距離を定めないこととしているが、緩和による影響や周知等について伺いたい。

答 市内において、炭火焼き器を原因とする火災は現在のところ確認されておらず、また、前方の不燃材料との隔離距離については、距離をとらなくても安全が担保されていると判断しているところである。炭火焼き器については、技術開発による普及が進んでおり、本案による隔離距離の緩和によりさらに普及していくと見込んでおり、対象となる飲食店等に立ち入り検査を行うことにより、改正内容を周知していく考えである。

特記事項

配付資料あり（改正の概要（蓄電池設備）ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

4．議案第51号 令和5年度川西市一般会計補正予算（第4回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費。

第2表 債務負担行為補正

第3表 地方債補正

質疑の概要

（1）第1表 歳入

質疑なし

(2) 同 歳出
質疑なし

(3) 第 2 表 債務負担行為補正

問 令和 6 年度から 9 年度を期間とする、文書管理システム賃貸借業務委託契約にかかる債務負担行為を追加しようとしている点に関して、限度額を「文書管理システム賃貸借業務委託契約にかかる賃貸借料 6 4 , 8 4 5 千円に、システム容量の追加に伴って市が負担する費用を加算した額」と定めているが、具体的な額が示されていない理由を伺いたい。

答 今回は、システム容量を 5 0 0 ギガバイト増加するごとに月額単位で費用が加算される変更契約を予定しているもので、一度に大容量を設定すると費用も高額となることから、文書が保存可能な使用領域が 9 割程度を超えた時点で段階的に容量を増加することにより、費用を抑制する考えである。

問 市内防犯カメラの更新について、1 億 9 7 2 7 万 5 0 0 0 円を限度額とする債務負担行為を追加しようとしているが、現在の契約では 5 年間のリース契約の後、2 年間の再リースを行っていることから、今回、期間を 5 年間に設定しようとした経緯を伺いたい。また、前回と比較して限度額が増額となっている理由を伺いたい。

答 現在の契約は、当初 5 年間のリースであったが、令和 3 年度末のリース終了当時において、新型コロナウイルスの流行によりコミュニティとの調整が非常に困難であったことに加え、5 年を超えても防犯カメラの機能的には十分対応可能であったことから、引き続き、再リースという形で 2 年間契約期間を延長したものである。今回についても、契約期間終了時に再リース契約を締結する可能性はあるものの、当初契約は 5 年間にしようと考えている。

また、リース料が増額となっている要因については、昨今の半導体不足や原材料の高騰、輸送費の増大などの防犯カメラ自体の価格の上昇に加え、人件費の増による管理費用の増額によるものである。

問 放置自転車対策業務において、限度額を 3 0 8 万 4 0 0 0 円とする債務負担行為を設定しようとしている点について、配付資料によると無料自転車等駐車場の有料化に伴い駐車場周辺に設定する自転車等放置禁止区域内における放置車両への指導及び撤去業務にかかる費用として追加されている 2 2 9 万 7 0 0 0 円

の算定根拠を伺いたい。また、業務日の平日1日を土曜日に変更することによる費用78万7000円を計上している理由を伺いたい。

答 本補正では、新たに絹延橋、滝山、鶯の森、畦野、山下、雲雀丘花屋敷で自転車等放置禁止区域を指定することに伴い、放置車両への指導及び撤去業務の対象箇所が増となることから、その日数を116日追加しようとするもので、1日当たり単価である1万8000円に追加日数を掛けて計上しているものである。

また、従前より実施している平日の放置車両の撤去台数が落ち着いてきている状況であることや、土日、祝日については、平日と利用者層が異なる中で利用者への啓発ができていなかったことから放置自転車が目立つ状況もあり、自転車等放置禁止区域を増加させるに当たり、土曜日の撤去も視野に入れて対応していきたいと考えている。

問 本補正で設定する債務負担行為は、市内自転車等駐車場の有料化に伴うもので、運営内容が配付資料で示されているが、自転車等駐車場によって一時貸し駐輪機器が異なっている理由を伺いたい。

答 現在有料の自転車等駐車場で電磁ロックが整備されている箇所は、そのまま現行の設備を使用するが、現在無料の箇所については、電磁ロックの設備を整備すると費用も発生することから、現在の状況を活用して券売機のシールで対応することにより施設を運営していく考えである。

(4) 第3表 地方債補正
質疑なし

特記事項

配付資料あり(1. 放置自転車対策業務の予算計上内容について)

審査結果 原案可決(賛成多数)

5. 請願第7号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

請願の趣旨

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が生じる。既に、インボイス登録しないと回答すると3月で契約が打ち切られた事例が発生しており、小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになる。

国会ではインボイス制度の実施により電気代が値上がりすることも明らかにされており、シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めているが、こうした対応は住民の負担増にもつながりかねない。

今、インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることから、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 不採択（賛成少数）